

広島市P T A協議会 役員選考規則

第1条 広島市P T A協議会会則第5条第3項にもとづく役員の選考は、この規則の定めるところによる。

第2条 役員の資格審査等、選考に関する一切の事務を処理するため、役員選考委員会を置く。

2 役員選考委員の数は12名とし、各区P連から推薦された者各1名、市P協役員会から推薦された者2名並びに小・中学校長会から推薦された者各1名とする。

3 役員選考委員会は、定例総会の10日前までに構成する。

4 役員選考委員会は、委員長、副委員長各1名を互選する。

5 役員選考委員は、役員の候補者になることはできない。但し、校長会代表はこの限りでない。また、委員会は現会長に助言を求めることができる。

6 役員選考委員会は、役員選考の前に候補者の資格審査を行うものとする。

第3条 役員選考委員会は、定例総会の5日前までに候補者の中から会長1名、副会長4名、専務理事6名、常務理事11名～17名、監事3名を選出し定例総会に提案する。但し、校長会代表の副会長、常務理事及び監事は、市小・中学校長会の推薦によるものとし、また、専門委員会委員長の専務理事は、各委員会の推薦によるものとする。

2 役員選考委員会は、秘密会とし、解散後も会議内容を他に漏らしてはならない。

3 役員選考委員会は、目的達成後、解散する。

(附 則)

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

2 平成元年6月10日第3条一部改正、同日施行する。

3 平成6年1月24日一部改正、同日施行する。

4 平成6年6月4日一部改正、同日施行する。

5 平成7年6月3日一部改正、同日施行する。

6 平成11年4月30日一部改正、同日施行する。

(第1条・第2条・第2条第5項・第3条第3項)

7 平成15年6月5日一部改正、平成16年4月1日より施行する。

(第3条1項)

8 平成18年6月20日一部改正、同日施行する。

(第3条)